

平成27年度

地域新成長産業創出促進事業費補助金
(戦略産業支援のための基盤整備事業)

公募要領

平成27年3月

経済産業省 地域経済産業グループ

目 次

ページ

1. 補助金交付の目的及び補助対象事業について	P. 1
2. 補助事業者について	P. 3
3. 補助対象経費及び補助事業の実施期間について	P. 4
4. 応募書類の提出について	P. 4
5. 応募内容の審査について	P. 7
6. 応募書類等の様式について	P. 10
<別添> 公募に関する受付及びお問合せ先	P. 24

なお、本公募は、平成27年度予算の成立を前提に行うものであり、国会における予算審議の状況によっては、事業内容や事業予算を変更する場合があります。

1. 補助金交付の目的及び補助対象事業について

(1) 補助金交付の目的

新興国の台頭や少子高齢化の進展等による市場環境の変化に伴い、我が国経済、特に地域経済を巡る内外環境は厳しさを増している中、我が国の競争力強化を図るためには、戦略分野（例：自動車、航空、医療等）における中核企業候補を育成し、地域企業群の活性化を進めることが必要です。

本補助金事業は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「企業立地促進法」という。）の規定により国の同意を得た「基本計画」の集積区域内において実施される基本計画に基づく事業であって、戦略分野における企業集積・連携の拠点等の整備を行う事業に要する経費の一部を国が補助することにより、地域経済の中核となる企業及び周辺企業群の育成とイノベーションの創出を促進し、もって我が国産業の国際競争力の強化と地域経済の活性化を図ることを目的とするものです。

(2) 補助対象事業

上記目的を達成するための基盤として活用される次に掲げる施設又は機器（ただし、※1～※6の要件を満たすものに限る。以下「補助対象施設等」という。）を整備する事業（以下「補助事業」という。）

- ① 貸工場
- ② 貸事業場
- ③ 試作・検査機器

※1 補助対象施設等は、原則として、複数の事業者にも利用されるものであること。

※2 補助対象施設等は、原則として、半数以上が個人事業者又は中小企業者(注1)にも利用されるものであること。

※3 機器（試作機器、検査機器）については、補助申請に係る「基本計画」の集積区域内のみならず、基本計画地域外の事業者による広汎な利用が見込まれるものであること。

※4 施設を整備する場合は、入居企業同士の共同開発等の連携を促進、共同でのセミナー等の企画、入居企業の販路開拓や事業化の支援等を行うマネージャーを置くこと。

※5 我が国産業の国際競争力強化に資するものであること。

具体的には、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)(注2)の「二. 戦略市場創造プラン」における4テーマの戦略分野(健康増進・予防サービス、生活支援サービス、医薬品・医療機器・再生医療製品等、高齢者向け住宅等、再生可能エネルギー(陸上及び洋上風力、太陽光、小水力、地熱、バイオマス等)、高効率火力発電、蓄電池、次世代デバイス・部素材(パワーエレクトロニクス等)、エネルギーマネジメントシステム(HEMS、BEMS等)、次世代自動車、燃料電池、省エネ家電、省エネ住宅・建築物等の省エネ技術関連製品・サ

ービス、インフラマネジメント、車両安全運転支援システム、宇宙インフラ整備、農林水産物・食品、6次産業、コンテンツ・文化等の日本ブランド）等

※6 補助申請に係る「基本計画」の集積区域内における企業立地促進（事業所新增設）及び新規雇用創出に資するものであること。

（注1）「中小企業者」とは次の者を指します。

下表の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす法人又は個人

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建築業、運輸業、その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
企業組合、協業組合	—	—
商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会	—	—
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会	構成員の2／3以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者	
酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会	構成員の2／3以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者	

ただし、以下の項目に該当する中小企業者を除く。

- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の1／2以上が、同一の大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人（以下「見なし大企業」という。）
- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の1／2以上が、同一の見なし大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人
- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の2／3以上が、複数の大企業（見なし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合

を除く。)の所有に属している法人

- ・ 役員の総数の1/2以上を大企業（見なし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の役員又は職員が兼ねている法人

(注2) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbunJP.pdf>

2. 補助事業者について

・ 補助事業者（補助事業を行う者をいう。以下同じ。）は、補助事業及び整備後の補助対象施設等の管理・運営等を責任を持って実施することができる次の法人とします。

- ① 独立行政法人、地方独立行政法人
- ② 一般社団法人、一般財団法人
- ③ 公益社団法人、公益財団法人
- ④ 第三セクター（地方公共団体の出資又は出えんによって設立される法人）
- ⑤ 民間事業者（PFI事業者（注）を含む）
- ⑥ その他経済産業局長等が認める法人（特例民法法人、学校法人、事業協同組合等）

(注) PFI事業者とは、都道府県又は市町村が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定する民間事業者（同法第7条に規定する選定事業に係る事業を行う者に限る。）のことをいう。

共同申請について

- ・ 本補助金は単独の事業者による申請を原則としていますが、リース会社を利用する場合についてののみ共同申請が可能です。

<リース会社を利用する場合>

リースを利用する場合は、施設等を設置する事業者とリース会社等による共同申請を行うものとし、原則、リース会社等は1事業について1社とします。ただし、リース会社を利用する場合の補助対象は、リース会社が購入した施設及び附帯する施設とし、リース料を構成する手数料、保険料等の経費は対象となりません。リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無のそれぞれの場合におけるリース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等）を提示してください。

また、契約期間が、補助対象施設の処分制限期間（複数の場合は最長のもの）の間、継続することを前提とした契約であることが必要です。

(注) 割賦契約は、原則として認めません。

3. 補助対象経費及び補助事業の実施期間について

(1) 補助対象経費

補助対象経費（補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として認める経費をいう。以下同じ。）の区分、内容、補助率及び下限額は下表のとおりです。

補助金名称	補 助 対 象 経 費			
	区 分	内 容	補助率	下限額
地域新成長 産業創出促 進事業費補 助金(戦略産 業支援のた めの基盤整 備事業)	(1) 工事費及び 整備費(改修 費を含む。)	次の施設(これらと一体的に整備される設備を 含む。)の建設、改修又は取得に要する経費(土 地の取得造成費を除く。)	1/2 以内	1,000万円
	(2) 取得費 (3) 調査設計・ 企画費	① 貸工場 ② 貸事業場		
	(1) 工事費及び 整備費 (2) 取得費 (3) 調査設計・ 企画費	次の事業に要する経費 ① 試作機器の整備 ② 検査機器の整備	1/2 以内	300万円

(2) 補助事業の実施期間

本補助金の交付決定日から平成28年3月31日までとします。

4. 応募書類の提出について

(1) 受付期間

平成27年3月16日(月)から同年4月16日(木)正午まで

(2) 提出方法

応募者は、別紙様式(P. 10~P. 21)により応募書類を作成の上、当該応募書類の正本1部、写し9部及び電子媒体を、上記受付期間中に、補助事業の実施場所を管轄する経済産業局等の担当課へ郵送で提出してください。

なお、郵便日数等の関係で、当該応募書類が上記受付期間中に担当課へ届かないこともありますので、日数に余裕を持って提出するようにしてください。

(3) 提出先、問合せ先

応募書類の提出先は、「<別添> 公募に関する受付及びお問合せ先」(P. 24)を御参照ください。また、本補助金に関するお問合せもそちらにお願いします。

(4) インターネットの利用

本公募要領(応募書類の様式等も添付されています。)は、下記ホームページからもダウンロードすることができますので、御利用ください。

<http://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo.html#annai>

(5) 応募書類について

- ① 本公募要領に添付されている様式第1から第4までを必ず使用してください。
なお、各様式の用紙の大きさはA4判でお願いします（各様式中の枠を広げたり狭めたりすることは差し支えありません。）。
- ② 以下の「提出書類一覧表」にある書類について、正本1部、写し9部を紙媒体で提出するとともに電子媒体でも提出してください。
なお、通しページを書類下中央に必ず打ち込んでください。
- ③ 応募内容の審査においては、応募書類に基づく書面審査とともに、必要に応じて応募者へのヒアリング等を行いますので、各様式中の注意事項等を参考にして適宜具体的な数字や図表等を用いるなど、できるだけ分かりやすく記入してください。
なお、必要に応じて説明資料を追加提出していただくことがあります。

提出書類一覧表	様式
<input type="checkbox"/> 平成27年度 戦略産業支援のための基盤整備事業（施設等整備事業）の応募について	様式第1
<input type="checkbox"/> 補助事業概要説明書 (添付資料) <input type="checkbox"/> 補助事業の実施場所の付近見取図 <input type="checkbox"/> 補助対象施設等の配置図、平面図及び立体図 <input type="checkbox"/> 基本計画の写し及び基本計画の概要 <input type="checkbox"/> 事業収支計画書 <input type="checkbox"/> 応募者の概要がわかるもの（パンフレット等） <input type="checkbox"/> 定款又は寄付行為 <input type="checkbox"/> 出資者及び役員の一覧が記載されている書類 <input type="checkbox"/> 決算報告書（直近3か年分） <input type="checkbox"/> 補助事業に係る成果指標と目標 <input type="checkbox"/> 補助事業の実施場所を管轄する地方自治体からの補助事業にかかる意見書（任意様式）	様式第2
<input type="checkbox"/> 橋渡し研究機関としての活動計画 (補助事業者のうち独立行政法人、地方独立行政法人、第三セクター、大学に該当する研究機関のみ提出)	様式第3
<input type="checkbox"/> 応募概要	様式第4

※提出いただいた応募書類等は、審査終了後も返却いたしませんので、御注意ください。

(6) 補助事業者の義務等

補助事業者は、次の①～⑧の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び戦略産業支援のための基盤整備事業（施設等整備事業）交

付要綱の規定を遵守していただくこととなります。

- ① 補助事業者は、本補助金の交付決定を受けた後に、補助対象経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に経済産業局長等の承認を受けなければなりません。
- ② 補助事業者は、経済産業局長等の指示があったときは、補助事業の交付年度中の進捗状況について、報告しなければなりません。
- ③ 補助事業者は、補助事業が完了した場合又は国の会計年度が終了した場合は、実績報告書を提出しなければなりません。
- ④ 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、効果的運用を図らなければなりません。
- ⑤ 補助事業者は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（昭和53年通商産業省告示第360号）に定める期間内に取得財産等を処分する必要があるときは、事前に経済産業局長等の承認を受けなければなりません。当該承認を受けずに、取得財産等を本補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することは認められません（当該承認を受けずにこれらの処分を行った場合は、原則として交付された補助金の全額を返納していただくこととなります。）。

また、当該承認を受けるに当たり、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただくことを条件とする場合があります。

【参考】

補助事業によって整備された事業場等の処分制限期間は概ね以下のとおりです。

＜鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの＞

事業場 : 50年

工場、倉庫 : 38年（用途等によって変わる場合があります。）

＜レンガ造、石造又はブロック造のもの＞

事業場 : 41年

工場、倉庫 : 34年（用途等によって変わる場合があります。）

- ⑥ 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業完了年度の終了後5年間保存しなければなりません。
- ⑦ 補助事業に関係する調査依頼や、補助事業完了後、その事業成果を発表していただく場合があります。
- ⑧ 補助事業者は、補助事業完了年度の終了後5年間、補助対象施設等の運営状況や利

用状況などを報告していただくこととなります。

また、補助事業完了年度の終了後7年間、補助事業によって集積を図ろうとする産業における「工業統計表」（経済産業省発行）又は「経済センサス-活動調査 産業別集計（製造業）」（総務省、経済産業省発行）の「市区町村編」の実績値（事業所数、従業者数、粗付加価値額）を報告していただくこととなります。

なお、報告に当たっての留意点は、以下のとおりです。

ア. 工業統計表等に産業別のデータが公表されていない地域においては、当該地域における工業統計表等の総合値を記載する。

イ. 工業統計表等に該当するデータが「x」と標記されている場合においては、該当する産業の欄にはそのまま「x」と記載することとし、合計値には反映しないこととする。

(7) その他

① 本補助金は、原則、補助事業完了後に実績報告書の提出を受け、金額の確定を行った上での精算払いとなります。

② 補助対象経費は、本補助金の交付決定日以後に発生するものに限られ、当該交付決定日前に発生した経費（発注を含む。）は補助対象となりません。

③ 国（特殊法人等を含む。）が助成する他の制度（本補助金以外の補助金や委託費等）との併願・併用（本補助金に係る交付申請書の提出以後を含みます。）は認められません。

なお、他の制度との併願・併用について疑問点等がある場合は、事前に管轄の経済産業局等の担当課に御相談ください。

5. 応募内容の審査について

(1) 主な審査内容（基礎点）

① 基本的事項の審査

ア. 補助事業を実施する者としての適格性

応募者が補助事業を実施する者として適格な法人であるか。

イ. 補助事業の実施体制

応募者に補助事業を実施するための人材や組織体制があるか。

ウ. 補助対象経費等の審査

補助対象経費等の内容が妥当なものであるか。

エ. 補助事業実施に係る財産的基盤

応募者が補助事業をその目的に沿って的確に実施し得る財産的基盤を有しているか、また、補助事業に係る本補助金以外の部分の費用調達に無理がないか。

② 補助事業の内容に関する審査（加点項目）

ア. 補助事業の戦略性

補助事業によって我が国産業の国際競争力の強化及び地域経済の活性化にどのようにつなげていくか、補助事業によって産業集積が効果的に形成・活性化されると

認められるか、また、それらに伴う新規企業立地や新規雇用創出をどのように図っていくか。

施設整備については、補助事業の完了から5年後の事業所数、従業者数、粗付加価値額の増加が見込まれるか。

機器整備については、「基本計画」の集積区域及びその周辺地域における類似機器の整備が十分でないか、また、当該集積区域内のみならず、その周辺地域も含めた広汎な利用が見込まれるか。

イ. 都道府県又は市町村等との連携体制

応募者が補助事業を実施するために必要十分な、都道府県又は市町村等との連携体制がとれているか。(提出された地方自治体からの意見書を踏まえて審査します。)

ウ. 補助対象施設等の管理・運営体制

補助対象施設等の管理・運営を的確に実施する組織・人員体制が構築できるか。

エ. 補助対象施設等の管理・運営に当たっての料金設定、事業収支計画

補助対象施設等の料金設定が補助事業の目的及び整備後の補助対象施設等の管理・運営の安定性の観点から適切か、応募者が補助事業完了後も安定して補助対象施設等の管理・運営を行える適切な事業収支計画を有しているか。

オ. 施設整備については、地域の中核企業候補及び周辺企業群の集積拠点として他の地域の参考となるようなモデル性を十分有しているか。

カ. 施設整備については、入居企業が共同で使用できる人材育成施設、研究開発施設等が併設されているか。

キ. 補助事業者のうち、独立行政法人、地方独立行政法人、第三セクター、大学に該当する研究機関については、中堅・中小・ベンチャー企業が持つ先進的な技術シーズを事業化につなげる「橋渡し」機能の強化に対する十分な取組が行われているか。(様式第3に取組内容を記載すること。)

③ その他考慮すべき事項

ア. 地域の経済指標等

計画策定地域の有効求人倍率、財政力指数、過去の補助実績

イ. 他の地域振興計画及び地域活性化事業等との関係性

他省庁等の地域振興等に関する計画認定を受けるなど他の政策との連携や関連性

※他省庁等の計画認定等：地域再生計画（内閣府）、定住自立圏構想（総務省）、地域イノベーション戦略推進地域（経済産業省・文部科学省・農林水産省・総務省）等

(2) 本補助金に係る交付先の採択結果の通知

本補助金に係る交付先の採択結果は、各経済産業局等から速やかに通知します。

※ 採択者は、採択結果の通知の後、補助金の交付に係る必要な手続を所定の期間内に行っていただきます。

※ 本補助金は、平成27年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、採択予定者の決定となり、予算の成立をもって採択者とするものとします。

(3) 本補助金に係るスケジュール

3月16日(月)～4月16日(木)正午	応募書類の受付期間
4月16日～5月中旬	応募内容の審査
5月下旬	交付先の採択結果通知

(4) その他

補助金交付先の採択結果の公表までの間は、秘密保護の観点から、応募者の了解なしに応募内容に関する情報の開示等は原則行いません(ただし、他の行政機関からの照会等に対して、その内容を妥当と認めた場合は、範囲や使用目的を限定して当該情報の開示等を行うことがあります。)。また、補助金交付先の採択結果の公表後は、採択者名、補助事業の内容、補助金交付額等について公表することがあります。

6. 応募書類等の様式について

(様式第1)

年 月 日

〇〇経済産業局長 殿

住所

氏名 法人の名称

及び代表者の氏名 印

平成27年度戦略産業支援のための基盤整備事業

(施設等整備事業)の応募について

戦略産業支援のための基盤整備事業(施設等整備事業)について、下記のとおり応募します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び戦略産業支援のための基盤整備事業(施設等整備事業)交付要綱の定めるところに従うことを承知の上応募します。

記

1. 補助事業の目的及び内容

2. 補助事業の開始及び完了予定日

3. 補助事業に要する経費 円

4. 補助対象経費 円

5. 補助金交付申請額 円

6. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

7. 同上の金額の算出基礎

(注1) 提出に当たっては、次の事項を記載した書面を添付すること。

1. 応募者の営む主な事業
2. 応募者の資産及び負債に関する事項
3. 補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
4. 補助事業の効果
5. 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(様式第2)

住 所
氏 名 (法人の名称及びその代表者の氏名)

補助事業概要説明書

1. 補助事業の実施計画

(1) 補助事業の内容

(イ) 名称及び内容

内容については、以下の各項目も盛り込むこと。

- ・基本計画において集積産業として位置づけたもののうち、補助事業によってどの産業の集積促進を図るのか。
- ・その産業は、我が国産業の国際競争力の強化に資する産業分野のうち、どの分野に該当するのか。
- ・補助事業によって我が国産業の国際競争力の強化及び地域経済の活性化にどうつなげていくのか。
- ・補助事業によって産業集積の形成・活性化をどう戦略的、効果的に進めていくのか。また、それらに伴う新規企業立地や新規雇用創出をどのように図っていくか。
- ・施設整備においては、「地域経済の中核となる企業及び周辺企業群の育成」についての効果的な支援に資するものであるか。
- ・機器整備においては、基本計画の集積区域内やその周辺地域における類似機器の整備が十分でなく、当該区域・地域での広汎な利用が見込まれるか。(利用見込みも記載のこと。)

(ロ) 実施場所

(ハ) 敷地面積

(ニ) 事業実施部分の敷地の所有関係

(ホ) 延べ床面積

(ヘ) 建物等の構造

(2) 補助事業の実施期間

(イ) 補助事業の開始(予定)年月日

(ロ) 用地取得(予定)年月日

(ハ) 補助事業の完了(予定)年月日

(ニ) 直営又は請負の別

(3) 補助事業完了後の施設利用計画

(イ) 補助対象施設等を利用して実施する事業の内容

(ロ) 事業運営主体及び事業運営費

(ハ) 補助対象施設等の利用料金設定の考え方(予定している料金設定額も示すこと)

(ニ) 補助事業完了年度の終了後5年間の収支計画

(4) 添付書類

(イ) 補助事業の実施場所の付近見取図

(ロ) 補助対象施設等の配置図、平面図及び立体図

(ハ) 基本計画の写し及び基本計画の概要（概要はA 4 用紙 1 枚程度）

(ニ) 事業収支計画書

(ホ) 応募者の概要がわかるもの（パンフレット等）

(ヘ) 定款又は寄付行為

(ト) 出資者及び役員の一覧（別添 2 参照）が記載されている書類

(チ) 決算報告書（直近 3 か年分）

(リ) 補助事業に係る成果指標と目標

①補助事業で産業集積の形成・活性化を図ろうとする基本計画上の指定業種を記載すること。

②①で記載した指定業種を構成する全ての産業を、標準産業分類の中分類で記載すること。

③②で記載した産業のうち、補助事業によって産業集積の形成・活性化を図ろうとする全ての産業を記載すること。

④③で記載した産業について、それぞれの産業の当該基本計画の集積区域における工業統計表等（※）の実績値（事業所数、従業者数、粗付加価値額）における応募時直近の値（平成 25 年）について、市区町村単位で記載すること。また、それらの合計値についても併せて記載すること。

※「工業統計表」（経済産業省発行）又は「経済センサスー活動調査 産業別集計（製造業）」（総務省、経済産業省発行）の「市区町村編」

⑤さらに、当該基本計画の集積地域における工業統計表等の実績値の補助事業の完了から 5 年後の目標値を、市区町村単位で記載し、またそれらの合計値についても併せて記載すること。

※ただし、④及び⑤について、工業統計表等に産業別のデータが公表されていない地域においては、当該地域における工業統計表等の総合値を記載することとする。

また、該当するデータが「x」と標記されている場合においては、該当する産業の欄にはそのまま「x」と記載することとするが、合計値には反映しないこととする。

(ヌ) 補助事業の実施場所を管轄する地方自治体からの補助事業にかかる意見書（任意様式）

(ル) 橋渡し研究機関としての活動計画（補助事業者のうち、独立行政法人、地方行政独立法人、第三セクター、大学に該当する研究機関のみ）

2. 補助事業の収支予算

(1) 収入

(単位 : 円)

項 目	金 額
自 己 資 金 起 債 又 は 借 入 金 そ の 他 補 助 金	
合 計	

(2) 支出

① 総括表

(単位：円)

経費の区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	経費の負担区分	
			補助事業者	補助金交付申請額
工事費及び整備費 (改修費を含む)				
調査設計・企画費				
取得費				
小計				
その他				
合計				

② 経費の内訳 (各経費区分ごとの内訳を記載)

(イ) 工事費及び整備費 (改修費を含む。)

(単位：円)

種別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申請額	備考
合計				

(ロ) 取得費

(単位：円)

種別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申請額	備考
合計				

(注) 機器の場合は、備考欄に台数を記載すること。

(ハ) 調査設計・企画費

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

(二) その他

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	備 考
合 計		

(注) 消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

3. 他の地域振興計画及び地域活性化事業との関連性

地域振興計画 地域活性化事業 ／（府省庁）	市町村	申請時期	戦略的な企業立地促進と産業集積の形成や 我が国産業の国際競争力強化との関連性	備 考
		認定時期		
		年 月		
		年 月		
		年 月		
		年 月		
		年 月		
		年 月		
		年 月		

(様式第3)

橋渡し研究機関としての活動計画

<p>1. 橋渡し機能（革新的技術シーズを事業化につなぐ機能）強化の仕組み</p> <p>・橋渡し業務を主要ミッションとして位置づけ、その旨を明記している年度計画等があれば、その具体的内容を記入してください。</p>
<p>2. 民間企業からの資金受入の仕組み</p> <p>・職員への目標設定やインセンティブ付与による意識付けなど、受託研究収入等の民間企業からの資金受入の増加に向けた仕組みがあれば、その具体的内容を記入してください。</p>
<p>3. 産業界のニーズ把握とその組織内活動への反映の仕組み</p> <p>・民間企業に対する技術相談業務、技術指導業務や企業との意見交換等において収集される情報を集約・分析するなど、産業界のニーズ等を把握し、これを所内の活動内容に反映するための仕組みがあれば、その具体的内容を記入してください。</p>
<p>4. 技術シーズやノウハウを取り入れるための仕組み</p> <p>・産総研、大学等、他研究機関との人材交流や内外への職員の研修参加など、広く技術シーズやノウハウを取り入れるための仕組みがあれば、その具体的内容を記入してください。</p>
<p>5. 知的財産権の活用促進の仕組み</p> <p>・受託研究等によって生じる知的財産権の取扱についての検討体制と、契約書のひな形等の規程類の整備状況について、その内容を記入してください。</p>

※現時点で上記各項目の仕組みを有していない場合には、近い将来（概ね1年以内）に仕組みを構築する予定があればその具体的スケジュールも明記した上で計画を記載してください。

(様式第4)

平成27年度 戦略産業支援のための基盤整備事業（施設等整備事業） 応募概要

No.		地域				
応募者	名称					
	住所					
	法人にあっては 代表者の氏名		補助金交付決定等停 止事業者該当有無	有 ・ 無		
本事業による整備内容（該当するものに○）		貸工場	・	貸事業場	・	機器
企業立地促進法に 基づいた基本計画	同意年月日		名称			
	集積区域					
	集積産業					
本事業により 産業集積の 促進を図ろう とする成長 産業の分野	本事業によって産業集積の促進を図ろうとする産業分野の「日本再興戦略」における記載箇所 ※下記の左欄には、該当するものに○。右欄には、該当することを記述のこと。					
	日本再興戦略	の()ページに記載の()				
	該当する もの全てに ○	国民の「健康寿命」の延伸 (健康増進・予防サービス・生活支援サービス・医薬品・医療機器・再生医療製品・高齢者向け住宅・その他) []				
	※その他に ○を付した 場合は、 ()内に その内容を 記載のこと。	クリーンかつ経済的なエネルギー需給の実現 (再生可能エネルギー(風力、太陽光、小水力、地熱、バイオマス等)・高効率火力発電・蓄電池・次世代デバイス・部素材(パワーエレクトロニクス等)・エネルギーマネジメントシステム(HEMS、BEMS等)・次世代自動車・燃料電池・省エネ家電・省エネ建築物・その他) []				
	安全・便利で経済的な次世代インフラの構築 (インフラマネジメント・車両安全運転支援システム・宇宙インフラ整備・その他) []					
	世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現 (農林水産物・食品・6次産業・コンテンツ文化・その他) []					
補助事業の実施場所（名称及び住所）						
補助事業の実施体制						
補助事業に要する経費	円	補助対象経費	円	補助金交付申請額	円	
補助金交付申請額以外の部分の負担	負担額	円	負担者			
	負担方法					

補助事業の詳細

事業概要

【施設整備】入居企業が共同で使用する人材育成施設、研究開発施設等の併設（ 有 無 ）

事業の戦略性及び到達目標

【施設整備】補助事業の完了から5年後の事業所数、従業者数、粗付加価値額の増加見込み（目標値）

※粗付加価値額＝製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等

【機器整備】「基本計画」の集積区域やその周辺地域における類似機器の整備状況及び広域での利用見込み

都道府県又は市町村等との連携体制

補助対象施設等の管理・運営体制及び事業収支計画（補助事業完了後5年間の人員的・資金的戦略）

マネージャーの配置状況・業務内容

地域の 経済指標	構成市町村数	有効求人倍率（地域別の値を単純平均）	財政力指数（地域別の値を単純平均）
-------------	--------	--------------------	-------------------

他の地域振興計画及び地域活性化事業等との関連性

補助事業によって集積を図ろうとする産業の工業統計表等の現状値（地域別の値を合算）

事業所数	所	従業者数	人	粗付加価値額	万円
------	---	------	---	--------	----

補助事業によって集積を図ろうとする産業の補助事業の完了から5年後における目標値

事業所数	所	従業者数	人	粗付加価値額	万円
------	---	------	---	--------	----

No.	(記入不要)	地域	関東		
応募者	名称	(財) ○△機構			
	住所	○○県○○市○○町一丁目1番1号			
	法人にあっては代表者の氏名	理事長 ○○ □△	補助金交付決定等停止事業者該当有無	有 ・ (無)	
本事業による整備内容(該当するものに○)		貸工場	貸事業場	(機器)	
企業立地促進法に基づいた基本計画	同意年月日	平成25年 6月18日	名称	○○東部地域	
	集積区域	○○市、○△市、△○市、南○○市、北○○市、△△市、東△△市、西△△市、××市、△×市、◇◇市、□□市、○×町、□○町、◇○町、▽▽町、☆☆町、北☆☆町、▽○町、×◇町(20市町村)			
	集積産業				
本事業により産業集積の促進を図ろうとする成長産業の分野	本事業によって産業集積の促進を図ろうとする産業分野の「日本再興戦略」における記載箇所 ※下記の左欄には、該当するものに○。右欄には、該当することを記述のこと。				
	(日本再興戦略)	の(69)ページに記載の(クリーン・経済的なエネルギー需給の実現)			
	該当するもの全てに○	国民の「健康寿命」の延伸 (健康増進・予防サービス・生活支援サービス・医薬品・医療機器・再生医療製品・高齢者向け住宅・その他) []			
	※その他に○を付した場合は、()内にその内容を記載のこと。	クリーンかつ経済的なエネルギー需給の実現 (再生可能エネルギー(風力、太陽光、小水力、地熱、バイオマス等)・高効率火力発電・蓄電池・次世代デバイス・部素材(パワーエレクトロニクス等)・エネルギーマネジメントシステム(HEMS、BEMS等)・次世代自動車・燃料電池・省エネ家電・省エネ建築物・その他) [航空機用部材(軽量化・省エネ)] 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築 (インフラマネジメント・車両安全運転支援システム・宇宙インフラ整備・その他) [] 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現 (農林水産物・食品・6次産業・コンテンツ文化・その他) []			
補助事業の実施場所(名称及び住所)	○△産業技術センター(○○市○△町---番地-)				
補助事業の実施体制	・事業を円滑に遂行するために十分な人材や組織体制があるか。 ・個々の部署の役割が明確化されているか。 などの観点から記載すること。				
補助事業に要する経費	100,000,000円	補助対象経費	50,000,000円	補助金交付申請額	25,000,000円
補助金交付申請額以外の部分の負担	負担額	75,000,000円	負担者	○○県	
	負担方法	一般財源、自己資金			

補助事業の詳細

事業概要

- ・補助事業の名称を記載すること。
- ・補助事業の概要を簡潔に記載し、整備する施設又は機器の内容等を記載すること。
- ～ 分析装置の導入
- ～ 解析機器の導入
- ～ 測定装置の導入

【施設整備】入居企業が共同で使用する人材育成施設、研究開発施設等の併設（ 有 無 ）

事業の戦略性及び到達目標

補助事業によって我が国産業の国際競争力の強化や地域経済の活性化にどのようにつなげていくのか、補助事業によって産業集積が効果的に形成・活性化されると認められるか。また、それらに伴う新規企業立地や新規雇用創出をどのように図っていくのか、について記載。

- ・その他、次のような観点から記載すること。
- ・基本計画と補助事業は十分な整合性を持っているか。
- ・補助対象施設等が複数の事業者利用されるものであるか。
- ・補助対象施設等の半数以上が個人事業者又は中小企業者に利用されるものであるか。
- ・事業の内容は具体性に富んでいるか。
- ・事業の成果目標が適切に設定されているか、その成果目標に至る戦略は明確か。
- ・補助対象施設等は成果目標を達成するに十分な具体性を持っているか。
- ・利用者の需要見込みは適切にされているか。
- ・補助事業を実施することにより得られる効果（波及効果を含む。）はどの程度見込まれるか。
- ・補助対象施設等の基本計画が定める目標への貢献が十分に見込まれるか。

【施設整備】補助事業の完了から5年後の事業所数、従業者数、粗付加価値額の増加見込み（目標値）

※粗付加価値額＝製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等

- ・本事業で整備する施設における事業完了5年後における工業統計表等における事業所数、従業者数、粗付加価値額の増加見込み（目標値）について記載すること。

【機器整備】「基本計画」の集積区域における類似機器の整備状況及び広域での利用見込み

- ・基本計画の集積区域における類似機器の整備が十分でない状況について記載すること。
- ・整備状況を踏まえ、周辺区域を含めた広域での利用見込みについて記載すること。

都道府県又は市町村等との連携体制

- ・都道府県又は市町村等との間に必要十分な連携体制が築かれているか。
- ・連携の体制・方法は明確か。
- ・施設等の整備後においても十分な連携体制の継続が見込まれるか。
- ・連携が複数の自治体とされているか。 などの観点から記載すること。

補助対象施設等の管理・運営体制及び事業収支計画（補助事業完了後5年間の人員的・資金的戦略）

- ・補助対象施設等の管理・運営を的確に実施する組織・人員体制が構築できるか。
- ・補助対象施設等を用いた事業を長期間安定的に実施できるか。
- ・補助対象施設等を用いて行う事業の収支が無理なく設定されているか。
- ・利用料金の設定は補助目的等の観点から適切か。（料金設定や想定している具体料金も記載すること。） などの観点から記載すること。

マネージャーの配置状況・業務内容

- ・施設整備の要件であるマネージャーや専門家等の配置状況、常駐でない場合においても入居者を支援できる等、単なる「ハコモノ整備」ではなく、地域の産業集積に資する施設の運営体制であるかなど。

地域の 経済指標	構成市町村数	有効求人倍率（地域別の値を単純平均）	財政力指数（地域別の値を単純平均）
	20	1.000	0.500
他の地域振興計画及び地域活性化事業等との関連性	<ul style="list-style-type: none"> ・他の計画と整合性が図られているか。（基本計画以外の地域振興計画、地域活性化事業がある場合） 		
補助事業によって集積を図ろうとする産業の工業統計表等の現状値（地域別の値を合算）			
事業所数	10,000 所	従業者数	30,000 人
		粗付加価値額	20,000 万円
補助事業によって集積を図ろうとする産業の補助事業の完了から5年後における目標値			
事業所数	12,000 所	従業者数	35,000 人
		粗付加価値額	25,000 万円

<別添>

公募に関する受付及びお問合せ先

経済産業局等 (担当課室)	所在地／電話、FAX、URL	管轄する 都道府県
北海道経済産業局 産業部 産業立地課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎 電話:011-736-9625、FAX:011-709-1798 http://www.hkd.meti.go.jp	北海道
東北経済産業局 産業部 産業振興課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1仙台合同庁舎 電話:022-221-4906、FAX:022-215-9463 http://www.tohoku.meti.go.jp	青森、岩手、宮城、 秋田、山形、福島
関東経済産業局 地域経済部 企業立地支援課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1さいたま新都 心合同庁舎1号館 電話:048-600-0269、FAX:048-601-1287 http://www.kanto.meti.go.jp	茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、 神奈川、新潟、長野、 山梨、静岡
中部経済産業局 地域経済部 地域振興課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 電話:052-951-2716、FAX:052-961-7698 http://www.chubu.meti.go.jp	愛知、岐阜、三重、 富山、石川
近畿経済産業局 地域経済部 地域開発室	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-4大阪合同庁舎1号館 電話:06-6966-6012、FAX:06-6966-6077 http://www.kansai.meti.go.jp	福井、滋賀、京都、 大阪、兵庫、奈良、 和歌山
中国経済産業局 産業部 産業振興課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎 電話:082-224-5638、FAX:082-224-5642 http://www.chugoku.meti.go.jp	鳥取、島根、岡山、 広島、山口
四国経済産業局 産業部 産業振興課	〒760-8512 高松市サンポート3-33高松サンポート合同庁舎 電話:087-811-8523、FAX:087-811-8556 http://www.shikoku.meti.go.jp	徳島、香川、愛媛、 高知
九州経済産業局 地域経済部 企業支援課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 電話:092-482-5435、FAX:092-482-5947 http://www.kyushu.meti.go.jp	福岡、佐賀、長崎、 熊本、大分、宮崎、 鹿児島
沖縄総合事務局 沖縄経済産業部 企画振興課	〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1那覇第2 地方合同庁舎2号館 電話:098-866-1727、FAX:098-860-1375 http://ogb.go.jp/keisan/index.html	沖縄